

受講者各位

宅地建物取引士資格試験●総合問題
第5回提出課題 訂正のお知らせ

この度は、弊社通信講座をご受講いただき有難うございます。

第5回提出課題【問22】問題文の一部に、法改正に伴う改訂漏れがございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

受講者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【問 22】

(訂正前)

- 2 農地を農地以外のものにするため、農地について所有権を移転し、又は賃借権を設定する場合には、原則として都道府県知事の許可 (同一事業の目的に供し、4ヘクタールを超える(地域整備法に基づく場合で一定のものを除く。)) 農地である場合には、農林水産大臣の許可 を受けなければならない。

(訂正後)

- 2 農地を農地以外のものにするため、農地について所有権を移転し、又は賃借権を設定する場合には、原則として都道府県知事の許可 (農林水産大臣が指定する市町村の区域内にあつては、当該市町村の長の許可) を受けなければならない。

以 上

ビジネス教育出版社教育事業部